

令和6年度 公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和6年度公の施設の指定管理者監査結果を下記のとおり公表する。

令和7年3月26日

東京都北区監査委員 佐藤 明 充
同 西村 泰 信
同 ふるた しのぶ
同 石川 さえだ

記

1 監査実施日及び監査対象等

監査実施日	監査対象	指定管理者	所管課
令和6年 11月6日 (水)	赤羽会館	赤羽会館マネジメント グループ	地域振興課
11月7日 (木)	赤羽スポーツの森公園競技場	日本製紙・日比谷アメニス 共同事業体	スポーツ推進課
	赤羽文化センター	株式会社旺栄	生涯学習・学校地域 連携課
11月11日 (月)	新町コミュニティアリーナ	新町コミュニティアリーナ 自主管理運営委員会	地域振興課
	たばた福祉作業所	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	障害者福祉センター
11月12日 (火)	滝野川西高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人 北区社会福祉事業団	地域福祉課
	富士見橋エコー広場館	北区リサイクラー事業協同組合	リサイクル清掃課
11月18日 (月)	区営住宅 浮間二丁目第2アパート 区営住宅 浮間二丁目第3アパート	株式会社東急コミュニティー	住宅課
	王子駅明治通り自転車駐車場 尾久駅前自転車駐車場	株式会社ソーリン	土木管理課

2 監査事項及び範囲

令和5年度及び令和6年度の監査実施までの期間における財務に関する事務及び施設の管理状況について監査を実施した。

施 設 名	指定管理期間	令和 5 年度 指定管理料 (単位：円)
赤羽会館	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	146,593,077
赤羽スポーツの森公園競技場	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	128,406,695 ※注 1
赤羽文化センター	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	71,601,091
新町コミュニティアリーナ	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	12,560,000
たばた福祉作業所	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	61,960,380
滝野川西高齢者在宅サービス センター	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	998,712
富士見橋エコー広場館	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	41,924,458 ※注 2
区営住宅 浮間二丁目 第 2 アパート	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日まで	340,705,708 ※注 3
区営住宅 浮間二丁目 第 3 アパート		
王子駅明治通り自転車駐車場	令和 4 年 4 月 1 日から	— ※注 4
尾久駅前自転車駐車場	令和 9 年 3 月 31 日まで	

※注 1 体育施設 11 施設の合計額

※注 2 エコー広場館等 3 施設の合計額

※注 3 区営住宅 13 施設の合計額

※注 4 利用料金収入による管理運営

3 監査の主な着眼点

(1) 所管課

- ① 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ② 委託業務履行の状況を正確に把握し、必要な指示を適切に与えているか。

(2) 指定管理者

- ① 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- ② 施設の災害対策や防犯対策は万全か。

- ③ 区有財産（物品等）は、適切に管理されているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
- ⑤ 利用者満足度を把握・分析し、その結果を反映させているか。
- ⑥ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適正に行われているか。
- ⑦ 出納関係帳簿の記帳、保存は適正になされているか。
- ⑧ 領収書類の整理、保存は適正になされているか。

4 監査結果

指定管理に係る財務に関する事務及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、以下に示すような指摘事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、指定管理者と所管課に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

（１）指摘事項

- ① 北区は、株式会社旺栄（以下「会社」という。）を指定管理者とし、赤羽文化センターの管理を行っている。

会社は、施設利用者の利便に供するため、区から行政財産の使用許可を得て、自主事業として、飲料水自動販売機を計３台設置している。

「東京都北区立文化センターの管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）第５１条第１項によれば、「指定管理者は、文化センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる」とされている。「東京都北区行政財産使用許可書」第９条では、「使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない」と定められている。

赤羽文化センターの令和５年度「収支報告書」及び「北区立文化センター自動販売機の売上（収入）に関する収支決算報告書」（以下「売上に関する収支決算報告書」という。）を確認したところ、自動販売機の令和５年度の電気料金（会社が電気使用量を把握していないため金額は不明）について、本来、会社が負担すべきところ、区から収受した指定管理料（光熱水費）を充てており、適正でない。

また、「協定書」第５１条第３項によれば、「自動販売機の設置については、自動販売機の売上額から、管理費用を引いた金額を基準に、北区に５０％を還元する」こ

ととされている。しかし「売上に関する収支決算報告書」には、上記電気料金を管理費用として算入していないことから、区に支払った還元額 150,500 円は誤りである。

会社においては、電気使用量を調査・確認のうえ、指定管理料（光熱水費）から支出した電気料金を区に返還するとともに、「売上に関する収支決算報告書」を修正して精算されたい。今後は、指定管理料は指定管理業務の対価であることを再認識し、同じく施設の管理を行っている中央公園文化センターも含め、厳正な会計処理を行われたい。

所管課においては、今後、指定管理者の事務処理に不備がないよう、常に点検・調査し、より一層の指導・監督に努められたい。

（株式会社旺栄、生涯学習・学校地域連携課）

- ② 北区と新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会が、令和 5 年 3 月 22 日付で締結した「飲物自動販売機設置に伴う協定書」によれば、収入の取り扱いとして、「指定管理者の自主事業の収入に計上し、収支報告をする」、また「指定管理者が得た利益額の取り扱いについては、50%を北区に還元する」とされている。

指定管理者が区に提出した「令和 5 年度 自主事業（自動販売機）収支報告書」を確認したところ、表のとおり計数に誤りがあり、その結果、指定管理者が納入した利益還元額に、1,500 円の不足が生じていることが判明した。

指定管理者においては、指定管理業務・自主事業の別に関わらず、公の施設の管理を行っていることを念頭に置き、適切な事務処理に努められたい。

また、所管課においては、不足額を納付させるとともに、今後の事務に遺漏がないよう管理点検の徹底を図られたい。

単位：円

	正	誤	差
総収入額 (A)	204,466	199,431	5,035
総支出額 (B)	163,555	161,821	1,734
利益の額 (C) (C) = (A) - (B) < 1,000 円未満切り捨て >	40,000	37,000	3,000
利益還元の額(D) (D) = (C) × 50%	20,000	18,500	1,500 ＝不足額

（新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会、地域振興課）

- ③ 北区は、北区リサイクラー事業協同組合（以下「組合」という。）を指定管理者とし、令和 5 年 4 月 1 日から、東京都北区富士見橋エコー広場館の管理を行っている。

組合は、「東京都北区富士見橋エコー広場館等の管理に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 15 条に基づき、区の承認を得て、施設内へ新設する資料室への書架設置工事（以下「当該工事」という。）を以下のとおり 2 件発注した。

単位：円

	件 名	金 額
1	資料室書架設置工事	760,430
2	資料室書架設置工事	981,640
	合 計	1,742,070

それぞれの発注内容を確認したところ、工事名称、事業者が同一であること、さらに、発注金額は 100 万円以下であるが、合計すると 100 万円を超えることも判明した。

協定書第 15 条第 2 項によれば、「管理施設の維持修繕については、1 件につき 100 万円以上のものは、区が指定管理者と協議の上、区の費用と責任において実施するものとし、100 万円未満のものは、区の承認を得て、指定管理料のうち、維持修繕料と定めた金額の範囲内で、指定管理者が実施するもの」となっている。

当該工事は、既製の書架を 6 台購入し、資料室へ設置するものであり、内容から一括発注することが可能である。資料室のオープンまで時間的余裕がなかったという理由で分割し、1 件につき 100 万円未満として、組合が工事を実施する正当な理由とは言い難い。

所管課においては、協定書に則った適切な事務執行に努められたい。

（北区リサイクラー事業協同組合、リサイクル清掃課）

（2）口頭注意事項

- ① 契約 及び 会計等に関する事項 5 件
- ② 備品管理に関する事項 1 件
- ③ 施設に関する事項 14 件